

第91期定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第91期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

前田道路株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.maedaroad.co.jp>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連 結 注 記 表

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 10社

連結子会社の名称

(株)ニチユウ、マエダ・パシフィック・コーポレーション、アールテック
コンサルタント(株)、(株)富士土木、宮田建設(株)、(株)リアスコン、青野建設(株)、
(株)アオイ産業、東海アスコン(株)、双和産業(株)

青野建設(株)及び(株)アオイ産業については、株式を新たに取得したことにより、東海アスコン(株)及び双和産業(株)については、株式を追加取得したことにより、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

また、日本チャトミックス(株)については、当社と合併したことにより連結子会社ではなくなりました。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

青葉建設(株)、(株)石橋組、長沼運送(株)、(株)クラハシ、(株)船田土木、(株)宇都宮アスコン

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 1社

会社等の名称

(非連結子会社)

青葉建設(株)

東海アスコン(株)及び双和産業(株)については、株式の追加取得により連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

会社等の名称

(非連結子会社)

(株)石橋組、長沼運送(株)、(株)クラハシ、(株)船田土木、(株)宇都宮アスコン

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社はいずれも、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ 未成工事支出金

原価法（個別法）

ロ 材料貯蔵品及び製品貯蔵品

原価法（最終仕入原価法）

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外連結子会社は主に定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の回収危険に対処し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見積額に基づき計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 完成工事補償引当金
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。
 - ⑤ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
 - ⑥ 独占禁止法関連損失引当金
独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、マエダ・パシフィック・コーポレーションの決算日は12月31日であります。従って連結計算書類の作成に当たっては、子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、退職給付に係る会計処理の方法は、以下のとおりです。
 - イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間（12～15年）による定額法により費用処理しております。
 - ③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。在外子会社は工事進行基準によっております。
 - ④ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、5年間で均等償却しております。

【会計方針の変更】

「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の方法及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金は81百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ81百万円減少しております。

【追加情報】

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が310百万円、退職給付に係る調整累計額が159百万円それぞれ減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が237百万円、その他有価証券評価差額金が86百万円それぞれ増加しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 96,561百万円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高 | 12,496百万円 |

【連結損益計算書に関する注記】

独占禁止法関連損失引当金繰入額

独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の損失見込額を計上しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	94,159,453	—	—	94,159,453

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,910,990	49,392	111,000	7,849,382

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

19,110株

当社株式を保有する連結子会社の持分変動による増加

30,282株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

連結子会社が保有する当社株式の売却による減少

111,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,458	40	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 4,753百万円

1株当たり配当額 55円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは、設備投資に必要な資金及び短期的な運転資金をすべて自己資金でまかなっており、借入等による資金調達をしません。余資は、安全性の高い金融資産による短期的な運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、主に公社債等の満期保有目的の債券や、公社債投資信託及び合同運用指定金銭信託で、投資有価証券は、政策保有の株式及び社債等であり、発行会社の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はすべて1年以内の支払期日であり、為替変動リスク等はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従って、各事業所の経理担当者及び営業担当者が中心となり、個別の営業債権の回収状況と残高の管理を日常的に実施しており、定期的に更新された取引先の情報を各事業所担当者が共有し、状況の変化に対し早期に対応できる体制を整備することにより、貸倒れによる損失の軽減に努めております。また、回収懸念の兆候が表れた営業債権を抽出し、各事業所から支店及び本店管理部門に対し状況報告義務を課すなど、管理強化を図っております。連結子会社についても、当社に準じた管理を行っております。

満期保有目的の有価証券等は、余資運用の内規に基づき投資適格のもので、かつ、償還期間が短期のものを主に購入しているため、信用リスクは僅少であります。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式等は、購入に際し取引上のメリット、財務状況や将来性等を考慮しており、また、市場価格や財務状況は定期的に確認しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	37,141	37,141	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金(*1)	49,130 △71		
	49,059	49,059	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	21,100	21,097	△3
② その他有価証券	38,014	38,014	—
資産計	145,317	145,314	△3
(1) 支払手形・工事未払金等	26,593	26,593	—
負債計	26,593	26,593	—

(*1) 受取手形・完成工事未収入金等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、及び(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	2,999	2,999	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	18,101	18,097	△4
合計	21,100	21,097	△3

- ② その他有価証券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	11,942	5,825	6,116
その他	1,956	1,922	34
小計	13,899	7,747	6,151
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	4,376	4,727	△350
その他	19,739	19,739	—
小計	24,115	24,466	△350
合計	38,014	32,214	5,800

負 債

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額986百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)②その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	37,141	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	49,059	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	21,100	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	9,506	—	—	—
合計	116,808	—	—	—

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	1,999円39銭
2. 1株当たり当期純利益	202円46銭

個 別 注 記 表

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 未成工事支出金
原価法（個別法）
- ② 材料貯蔵品
原価法（最終仕入原価法）
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の回収危険に対処し、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見積額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 完成工事補償引当金
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づき計上しております。

(5) 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は、以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した各事業年度における平均残存勤務期間（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間（12～15年）による定額法により費用処理しております。

(7) 独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

【会計方針の変更】

「企業結合に関する会計基準」等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響額は軽微です。

【貸借対照表に関する注記】

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 92,602百万円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高 | 11,805百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 864百万円 |
| 長期金銭債権 | 2,817百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,227百万円 |

【損益計算書に関する注記】

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 3,512百万円 |
| 仕入高 | 5,603百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 173百万円 |
| 2. 独占禁止法関連損失引当金繰入額 | |
| 独占禁止法等に関連する課徴金及びその他の損失見込額を計上しております。 | |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	7,704,248	19,110	—	7,723,358

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

19,110株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	430百万円
貸倒引当金	313百万円
賞与引当金	1,077百万円
貸倒損失	131百万円
退職給付引当金	3,391百万円
独占禁止法関連損失引当金	196百万円
投資有価証券評価損	174百万円
減損損失	201百万円
事業構造改善費用	546百万円
その他	560百万円
繰延税金資産小計	7,025百万円
評価性引当額	△827百万円
繰延税金資産合計	6,198百万円
繰延税金負債	
資産評価益	△143百万円
固定資産圧縮積立金	△364百万円
その他有価証券評価差額金	△1,757百万円
その他	△6百万円
繰延税金負債合計	△2,271百万円
繰延税金資産の純額	3,926百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	32.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の増減	1.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.0%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が167百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が254百万円、その他有価証券評価差額金が86百万円それぞれ増加しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	2,035円40銭
2. 1株当たり当期純利益	187円96銭